（前のページより続き）

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　七

復興庁令

○復興庁令第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第三項第二号ニ及び東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第一条第二号の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に改める。

附　則

この庁令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行の日（平成二十六年一月三日）から施行する。

省令

○財務省令第六十六号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十七条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日　　財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三宮古の項及び別表第九盛岡の項中「八幡平市」を「八幡平市　滝沢市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

○財務省令第六十七号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び第百四十四条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日　　財務大臣　麻生　太郎

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。